

## 合格答案作成講座説明会&無料体験会

### 第1 今後の学習方針等 (入門修了生を念頭)

入門修了後の学習の目標

論文 本番で何が出ても一応の水準にたどりつく

短答 本番で何が出ても法律科目で80%を確保する



いつまで?

予備・・・2019年5月に短答、7月に論文

LS・・・2018か19年夏以降、順次 (ほぼ全校論文)



やるべきこと 論文力の底上げ+論文対策知識の補充・穴埋め

短答力の底上げ+短答知識の新規インプット・穴埋め

(+ $\alpha$ として、予備対策だと一般教養+実務基礎)

(LSによっては新民法の学習)



受験までの大まかな月単位のスケジュールを作成し、実行していく

(パック講座ある場合は、どの段階で受講するか、自分の私生活上のスケジュールを勘案しながら決めていく)

### 第2 合格答案作成講座の概要

#### 0 講義編 (論文用知識の総確認) と答案作成編 (問題検討)

答案作成編を柱に、講義編は弱点の発見・克服に役立てを

答案作成編の準備が大変→時間の多くはこちらにあてる (以下の説明も)

#### 1 ほぼ全回、論文問題の検討

テキスト: 論文問題集+ $\alpha$  (新司、予備、旧司)

→問題集は講義の早い段階で以下のランク付け

(1)必須 (A. 重要難問)、(2)推奨 (B. 重要)、(3)任意 (C. 平易 or 傾向外)



## 2 講義前の準備

全科目、最後の1～2回は+αの問題の予定

→事前準備としては、扱う予定範囲の問題につき、(できれば時間制限して)答案構成メモ作成(自分が分かればよい→板書するメモ参照)

※答案構成・・・自分がそこから一定の答案を作成できるためのメモ。

慣れれば、どんどん短くなって省略も可能になる)

※検討の際、詰まった部分、よく分からなかった部分、自身の無かった部分をはっきりしておく(※ノートの取り方)

+時間あれば、原因も考え、メモを=概ね①読み違い②知識不足③応用箇所

→②なら入門該当箇所の復習も

## 3 講義後の復習

講義前の準備でばっちり自信持って解けた問題で、私の答案構成とほぼ合致なら復習不要

自信持って解けなかった問題について再検討→原因が①②なら知識再確認すれば解けるはず、③の場合、私の答案構成見て、どういう着眼点からそこにたどり着けるかの確認→その着眼点の可視化(ノート化推奨)

## 第3 論文検討の方法

基本的に、全科目、

①時系列の整理

②原告側の求める効果に関し、条文・判例から要件充足性検討(論点ではない)

③被告側の否認ないし(条文・判例から)抗弁要件充足性を検討(否認>抗弁)

④原告側の抗弁への否認又は再抗弁以下あれば③同様に検討

困ったときは、当事者目線と条文(+α)至上主義が鍵。

※ まずは原告側の主張を網羅。

解釈論は、結論を左右するなら、どの要件の話か特定し、理由と結論簡潔に

(急ぐときは判例の結論のみ定義的に書いてもOK)

論点よりも争点を。

※ 条文の指摘を怠らない。項・号まできちんと

※ 定義の重要性(あいまいな要件と刑法)

- ※ 反対説批判・問題提起はNot必須（むしろ不要）
- ※ 抽象的要件へは事実評価を重視  
事実評価のポイント  
…比較、当事者（or 一般人）目線、組合せ、時間場所での切り取り等
- ※ 未知の解釈論・・・趣旨から。趣旨＝誰のどんな利益、を可及的に明示
- ※ 悩むべきポイント（結論が両方向どちらもいける場合）は、悩みを見せる  
（「確かに・・・しかし・・・」論法）

#### 第4 実践～旧司H15-1

Aは、Bから登記簿上330平方メートルと記載されている本件土地を借り受け、本件土地に自ら本件建物を建てて保存登記を行い、居住していた。Aは、本件建物を改築しようと考え、市の建築課と相談し、敷地面積が330平方メートルならば希望する建物が建築可能と言われたため、本件土地を売ってくれるようBに申し込み、Bは、これを承諾した。売買契約では、3.3平方メートル当たり25万円として代金額を2500万円と決め、Aは、代金全額を支払った。

以上の事案について、次の問いに答えよ（なお、各問いは、独立した問いである。）。

1 本件土地の売買契約締結直後に、本件土地建物を時価より1000万円高い価格で買い受けたいというCの申込みがあったため、Aは、Cとの間で本件土地建物の売買契約を締結した。しかし、専門業者の実測の結果、本件土地の面積が実際には297平方メートルであることが判明し、面積不足のためにCの希望していた大きさの建物への建て替えが不可能であることが分かり、AC間の売買契約は解除された。

Aは、Bに対してどのような請求ができるか。

2 数年後、Bは、Aへの移転登記が未了であることを奇貨として、本件土地をDに売却しようとして、「Aはかつて賃借人だったが、賃料を支払わないため契約を解除した。」と虚偽の事実を告げた。Dは、事情を確かめにA方に出向いたが、全く話をしてもらえなかったため、Bの言い分が真実らしいと判断し、本件土地を買い受け、移転登記をした。

AD間の法律関係について論ぜよ。

以上



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

©2018 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。